

指定管理者の評価結果について（令和5年度）

1 指定概要

（1）施設概要

施設名：津島市営球場
所在地：津島市新開町3丁目179番地
設置年：昭和41年
設置目的：スポーツの振興を図るため。
施設内容：構造：鉄筋コンクリート造
敷地面積：19,825 m²
収容人員：3,000人

（2）指定管理者の概要

指定管理者名：岩間造園株式会社
所在地：名古屋市瑞穂区中山町6-3-2
指定管理者概要：文化・スポーツ振興を図るための各施設の理念に基づき、
当該施設の管理運営を行なっている。

（3）指定管理業務の範囲

津島市教育・体育施設及び都市公園の管理に関する業務

（4）指定期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日

2 評価結果

(1) 評価基準

評価項目
I 適正な管理の確保に関する取り組み
(1) 管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none">施設の維持管理が適切に行われているか。施設の管理にあたる人員配置が合理的であったか。個人情報を守るための対策が十分であったか。
(2) 安全対策、危機管理体制など <ul style="list-style-type: none">事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制は十分であったか。防犯、防災対策や非常災害時の対応などが十分であったか。
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み
(1) 施設の利用促進など <ul style="list-style-type: none">目標の利用者数をクリアしたか。施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、十分なサービスが提供されたか。
(2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上 <ul style="list-style-type: none">利用者の意見を反映させる取り組みが行われたか。利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。サービスの質を維持・向上を図る具体的な取り組みがなされ、効果があったか。
III 管理経費の安定や低減に関する取り組み
(1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） <ul style="list-style-type: none">協定で定めた費用で施設の管理が効率的になされたか。施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。
(2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫 <ul style="list-style-type: none">施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。再委託をした業者は、適切な水準で行われたか。
IV 施設の設置目的の達成に関する取り組み
(1) 施設の設置目的の達成状況 <ul style="list-style-type: none">施設の設置目的に沿った活用がなされているか。施設の設置目的を達成するための取り組みがなされ、効果があったか。
(2) 提案内容の達成状況 <ul style="list-style-type: none">事業計画書での主な目標項目について、達成状況はどうか。

(2) 評価結果

評価項目	令和5年度の状況	評点
I 適正な管理の確保に関する取組み (1) 管理の実施状況 (2) 安全対策、危機管理体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天時は防球ネットを降ろし破損しないように対応している。 	2点 / 3点
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み (1) 施設の利用促進など (2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンド整備等が適切に行われている。 	2点 / 3点
III 管理経費の安定や低減に関する取組み (1) 指定管理に係る費用 (=管理コスト) (2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経費の削減に努め、予算の範囲内で運営した。 	2点 / 3点
IV 施設の設置目的の達成に関する取組み (1) 施設の設置目的の達成状況 (2) 提案内容の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の大会を含む事業が行われ、さまざまな世代の方々に利用された。 	2点 / 3点
合 計		8点 / 12点
総合評価		A
[評価の理由] I 適正な管理の確保に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕必要箇所はかなり多いが、優先順位をつけながら修繕している。 ・ 市と連携し、適正な管理に努めた。 II 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対して施設の利用案内、受付業務は適切に行われている。 III 管理経費の安定や低減に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定で定めた費用内で、バランスよく効率的に管理運営されている。 IV 施設の設置目的の達成に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの大会等を受け入れ、適正な対応で球場管理がされている。 ・ スポーツ協会、スポーツ少年団等の活動にも協力している。 		

【評 点】

- 3点：計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの
- 2点：計画された業務水準を概ね達成したもの
- 1点：再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの
- 0点：計画された業務水準を達成できなかったもの

【総合評価】

- S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。
（「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上）
- A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。
（「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満）
- B：目標や計画を下回る点があり、さらなる努力が必要である。
（「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満）
- C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。
（「0点」が1項目以上ある、または、合計得点が全体の30%未満）